

「はなみずき」フレンズクラブ 会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は「はなみずきフレンズクラブ」と称します。

会の事務局は特別養護老人ホーム「はなみずき」内（盛岡市南仙北3丁目5番地58号）に置きます。

(目的)

第2条 この会は「はなみずき」の支援活動を通じて、会員及び関わる人々、「はなみずき」の入居者の暮らしを豊かにしていくこと目的とします。

(活動)

第3条 この会は次の活動を行います。

- 1) 「はなみずき」が地域に根差した施設になるように、地域との交流を活発にする取り組みを行います。
- 2) 生活を支えるボランティア活動など自主的活動を行います。
- 3) 地域の人々と入居者及びその家族との交流などに努めます。
- 4) その他、上記目的のための活動を行います。

(会の構成と入会)

第4条 この会は、会の趣旨に賛同する個人をもって構成します。

- 2 会則を認める個人は誰でも会員になることができます。趣旨に賛同して入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出するものとします。

(総会)

第5条 総会は年1回以上開催し、会の活動方針、役員選出などを決定します。

- 2 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決するものとします。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおきます。

会長1名、運営委員若干名、会計1名、事務局若干名。

- 2 役員は、会の運営に責任をもちます。
- 3 役員の任期は2年間とし、総会で選出します。なお、再選は妨げないものとします。

(運営委員会)

第7条 運営委員会を必要に応じて開催し、会の活動方針、活動内容等について決定します。

(財政)

第8条 活動に必要な経費は寄付やバザーの収益金などで賄います。

(付 則)

この会則は2018年9月21日から施行します。